

第1回 松山市福祉有償運送運営協議会(21.3.19)での協議結果について

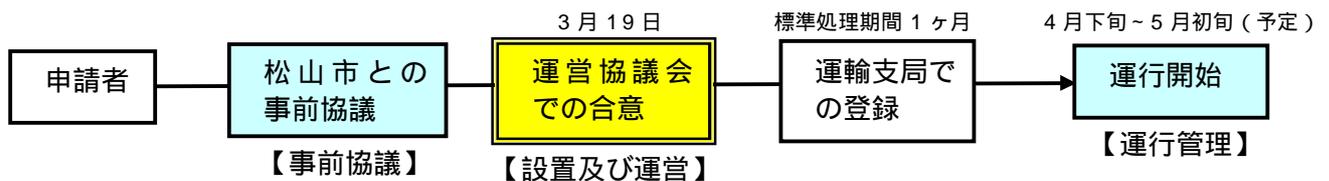
NPO法人「自立生活センター松山」より相談のあった福祉有償運送の実施について、第1回松山市福祉有償運送運営協議会での協議の結果、下記のとおり協議が調いました。

1. 福祉有償運送制度の概要

福祉有償運送とは、NPO法人(特定非営利活動法人) 公益法人等の非営利法人が、要介護者、身体障害者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う車両による送迎サービスである。(道路運送法第78条第2号)

本制度の実施には、四国運輸支局による登録が必要であるが、その前提条件として、地域における運営協議会において、地域における本制度の必要性が認められなければならない。

参考；申請の流れ(今後の予定) 【 】内は、本市の役割



2. 協議事項及び議決した事項

(1) 松山市における福祉有償運送の必要性

要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動需要とタクシー(一般タクシー・福祉タクシー)の台数(輸送実績)を比較して、以下の基本的な方針が決定された。

【基本的方針】

福祉車両；松山市の身体障害者(1～2級)・知的障害者(A級)・要介護者(3～5)の移動需要と福祉タクシーの輸送実績を比較した際に、福祉タクシー台数が不足しているという理由から、**本制度の必要性が高いと判断する。**

セダン型車両；松山市においては身体障害者(3級以上)・要介護及び要支援者(要介護2以下)・その他移動制約者の移動需要と一般タクシーの輸送実績を比較した場合に、一般タクシー台数は充足しているという理由から、**本制度の必要性が低いと判断する。**

(2) 今回の申請についての必要性

今回の申請については、福祉有償運送を実施する必要性が高いと認められた。

【必要性が高いと認められた理由】

今回の申請内容は、何れの項目についても、法令等の要件に合致していること。

今回の申請者は、福祉車両を用いた福祉有償運送を希望しているが、本市においては、福祉車両を用いた福祉有償運送に関しては、幅広く認めるという方針を掲げており、本申請はこの趣旨と合致していること。

本申請における利用会員をみると、全員が身体障害者手帳1種1級の所持者であり、その生活状況等からも、本制度以外では日々の移動需要を満たすことは困難であると認められること。

(3) 登録後の運行管理方針

登録実施後の運行管理について、本市としての方針を盛り込んだ「松山市福祉有償運送手引き」が、運営協議会委員から若干の指摘を頂いたうえで、了承された。

【手引記載事項(運行管理関係)】

事故対応・日々の苦情等への対応について(フロー)

登録実施後の申請内容の変更について(フロー)